

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和6年8月14日 13時30分頃
発生場所	高知県安芸市安芸漁港南南西方沖 安芸港沖防波堤灯台から真方位 195° 15.6 海里付近 (概位 北緯33° 14.8' 東経133° 48.3')
事故の概要	漁船久丸は、航行中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和6年8月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 久丸、7.3トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 K02-6657（漁船登録番号）、個人所有 第282-11249号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力308.9kW、回転数 毎分2,400、6気筒、ボア117mm、使用燃料A重油、機関製 造日不詳</p> <p>(写真1 参照)</p>  <p style="text-align: center;">所属漁業協同組合提供</p> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p>
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室等に焼損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>(1) 事故及び救助の状況</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、高知県高知市高知港を出航し、同県室戸市室戸岬南南西方沖の漁場で操業を行った後、約9～10ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により帰航していた。</p> <p>船長は、焦げ臭い匂いに気付き、約5～6knに減速して操舵室の前に移動し、同室前の機関室出入口付近から黒っぽい煙が出ていたので、同出入口の蓋を開けてのぞき込んだところ、一気に煙が吹き出し、機関室内に煙が立ち込めていたのを認めた。</p>

船長は、操舵室に戻って主機を停止し、操舵室内に備え置いていた小型船舶用粉末消火器（以下「持ち運び式粉末消火器」という。）により、消火剤を機関室出入口から機関室内に放出して初期消火を開始した。

船長は、初期消火を行ったが煙が収まらず、消火用バケツで海水を何度も掛けていたところ、炎が上がっているのを認めて、危険であると判断し、付近で操業中の僚船に無線で救援を依頼した。

船長は、来援した僚船から消火器2本を受け取り消火活動を行ったものの、鎮火させることができなかつたので、僚船に移乗後、118番通報を行った。

本船は、来援した巡視艇によって消火活動が行われ、鎮火が確認されたが、その後、沈没した。（写真2参照）



写真2 消火活動中の本船

船長は、本船が沈没した後、僚船で出航地に戻った。

(2) 機器の管理及び整備の状況

本船の機関室は、操舵室下方に配置されており、主機、発電機、燃料油タンク等が設置されていた。

本船は船齢37年の小型漁船であり、船長が、令和3年2月頃に中古で購入し、以前から本船のメンテナンスを行っていた整備会社に引き続きメンテナンスを依頼していた。

本船の主機は、令和5年4月頃整備会社によりオーバーホールが行われ、令和6年6月頃エンジンオイルとオイルエレメントの交換が行われており、その際に異状は見られなかった。

船長は、本船を購入以降、機関室の電気配線を交換等したことになかったが、本船が令和6年1月に定期検査を受検した際は絶縁抵抗試験での不具合は聞いておらず、火元となるものが思い当たらなかった。

整備会社担当者は、機関室の電気配線が新造時以降に交換や修繕が行われたどうかを前所有者から聞いていなかった。

（図1 参照）

	<p>図 1 機関室機器配置図</p>
	<p>(3) 消防設備</p> <p>小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）によれば、本船は、機関室に自動拡散型消火器を備え付け、船内に小型船舶用液体消火器又は持ち運び式消火器2個を備え付ける必要があった。</p> <p>持運び式の粉末消火器2個は、操舵室と機関室に置かれており、機関室の持運び式の粉末消火器は使用することができなかった。なお、本船に火災探知器はなかった。</p> <p>自動拡散型消火器1個は、機関室内の左舷船首部に設置されていたが、本事故時の作動状況は不明であった。</p>
分析	<p>本船は、航行中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、機関室出入口から機関室を確認した際、黒っぽい煙が充満していることを認め、また、機関室内で炎が上がっていることを目撃していることから、機関室内で出火した後、周囲の可燃物に延焼したものと考えられる。</p> <p>本船は、船齢が37年であり、新造時から、機関室内の電気配線が交換等されていない可能性がある。このため、同配線が劣化し、短絡が起きるなどして出火し、周囲の可燃物に延焼した可能性があると考えられるが、本船が沈没しており、火元や可燃物の特定、延焼の状況等を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、航行中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、定期的に電気配線の点検や清掃を行い、劣化や亀裂等がある場合には早めに新替えを行うこと。 ・ 小型船舶の船舶所有者は、法令により火災探知装置の設置が求められていない場合であっても、機関室に火災探知装置を設置することが望ましい。